

5 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を4の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
要
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第25号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成17年1月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ダイヤモンドシティ嘉島ショッピングセンター
熊本県上益城郡嘉島町大字上島字同尻2146番の1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
- (1) 設置する者

- 株式会社ダイヤモンドシティ
 大阪府中央区久太郎町二丁目4番11号 代表取締役社長 鯛 洋三
- (2) 小売業を行う者
 イオン九州株式会社
 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 代表取締役社長 松井 博史
 他(未定)
- 3 大規模小売店舗を新設する日
 平成17年10月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 51,936平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数
 4,299台
- (2) 駐輪場の収容台数
 1,627台
- (3) 荷さばき施設の面積
 798.85平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
 66.13立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時(イオン九州株式会社、他は未定)
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前8時30分から午前0時30分まで(一部午前6時30分まで)
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
 6か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前4時から午前1時まで(一部午前6時から午後10時まで)
- 7 届出年月日
 平成16年12月10日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城郡地域振興局振興調整室
 平成17年1月7日から平成17年5月6日まで

熊本県公告第26号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成17年1月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マンガ倉庫熊本店
 熊本県熊本市南高江七丁目2676番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
- (1) 設置する者
 株式会社ジャパン
 熊本県熊本市南高江七丁目7番68号 代表取締役社長 佐藤とみ子
- (2) 小売業を行う者
 株式会社ジャパン
 熊本県熊本市南高江七丁目7番68号 代表取締役社長 佐藤とみ子
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 平成17年8月18日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 2,287平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数
 142台
- (2) 駐輪場の収容台数
 72台
- (3) 荷さばき施設の面積
 35平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
 10立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 24時間